

2019年度 日出町団体旅行及びスポーツ合宿誘致助成事業実施要綱

<趣旨>

一社)ひじ町ツーリズム協会は国内及び海外から大分県速見郡日出町への観光客の誘致促進を図るため、本町への旅行商品の企画・販売を実施する国内及び海外の旅行会社へ送客販売実績に対して助成金を交付する。

また、本町でのスポーツ合宿の推進を図るため、本町で実施する団体等に対して助成金を交付する。

交付対象者	日本国内および国外に拠点を置く旅行会社、スポーツ合宿等実施団体
交付対象旅行商品	募集型企画旅行、受注型企画旅行、スポーツ合宿
助成要件	【日帰り】 旅行実施期間内において日出町内の観光箇所(2ヶ所以上)観覧及び昼食(1,500 円以上)する商品 【宿 泊】 旅行実施期間内において日出町内の宿泊施設に宿泊し、観光箇所(2ヶ所以上)観覧する商品 【スポーツ合宿】 日出町内の宿泊施設に宿泊し、宿泊日数が連続して2日以上で、かつ、宿泊施設に宿泊した人数(監督、コーチ等を含む)が 20 名以上のものであること (同一年度内において1回まで)
助成金の交付額	・助成金交付額全体の上限:800,000 円 ＜日本国内及び国外の旅行会社＞ 上限 500,000 円 【日帰り/宿泊】 1 ツアー20 名以上の団体に対して、バス1台当り 20,000 円を交付(※但し、1社1企画の上限 60,000 円)する。 ＜スポーツ合宿実施団体＞ 上限 300,000 円 1合宿 20 名以上の団体(県外)に対して、1人につき1泊当り 1,000 円を交付(但し、1団体上限 50,000 円)する。

※助成金の対象期間は下記のとおりです。

- ・日出町への滞在日が 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日のもの。
 - ・ただし、上記の助成金交付額全体の上限に達した場合は対象期間内であっても交付しない。
 - ・「助成金交付伺い書」は受付順の取扱になりますので、1週間以内に交付対象可否の通知ができない場合もございます。
- ◆ 国外に拠点を置く旅行会社については、日本国内に助成金清算用の銀行口座をお持ちの場合に限らせていただきます。

～助成金手続きの流れ～

＜ツアー及び合宿実施前＞

①旅行会社・合宿実施団体様⇒ひじ町ツーリズム協会へ

『助成金交付伺い書(別紙:様式 1)』を旅行企画内容のわかる資料(パンフレット・行程表・ツアー募集チラシ等)を添えて提出。

※募集型企画旅行の場合は企画募集・販売前に、受注型企画旅行の場合は催行日の 1 ヶ月前まで。

②ひじ町ツーリズム協会⇒旅行会社・合宿実施団体様へ

『助成金交付伺い書(別紙:様式 1)』受理後に当協会にて精査し、1 週間以内に交付対象可否を通知。

＜ツアー及び合宿終了後＞(下記手続きがない限り助成金を交付できませんので必ず提出して下さい)

③旅行会社・合宿実施団体様⇒ひじ町ツーリズム協会へ

ツアー実施後 1 ヶ月以内に『助成金交付申請書(別紙:様式 2)』を提出。

④ひじ町ツーリズム協会⇒旅行会社・合宿実施団体様へ

『助成金交付申請書(別紙:様式 2)』受理後に当協会にて精査し、助成金交付決定額を通知。

⑤旅行会社・合宿実施団体様⇒ひじ町ツーリズム協会へ

助成金決定額通知後、請求書を郵送にて当協会へ請求。

※請求書は、宛名を「一社」ひじ町ツーリズム協会」、但書を「日出町団体旅行誘致実績助成金」にて提出して下さい。

⑥ひじ町ツーリズム協会⇒旅行会社・合宿実施団体様へ

請求書受理後、助成金を交付。

【問合せ・請求書送付先】

一社)ひじ町ツーリズム協会

〒879-1506 大分県速見郡日出町2612-1 二の丸館内

TEL:0977-72-4255 FAX:0977-72-9044

Eメール:kankou-kyoukai.hiji@fuga.ocn.ne.jp